

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 潮東印刷所 電話 (018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

- <ミニ知識> 12月1日の歴史
- ・安政5年 釜石鉱山で我国最初の洋式高炉に火入れ
 - ・明治4年 横濱毎日新聞(最初の日刊紙)創刊
 - ・明治5年 徴兵令頒布
 - ・大正14年 農民労働党結成、書記長、浅沼稲次郎、即日禁止される
 - ・大正9年 丹那トンネル開通(7840m)
 - ・昭和14年 白米禁止令実施
 - ・昭和16年 第6次米会議最終段階に到達御前会議で対米英開戦を決定
 - ・昭和20年 陸海軍省廃止、第1第2復員省を設置
 - ・昭和22年 失業手当法同保険法公布、100万円宝くじ売出し
 - ・昭和23年 年賀郵便復活を発表



写真はしめなわづくりに忙がしい館岡さん

12月の声を聞くと、何かに迫らされてられるようで、心急しくなる。年の瀬特有のムードではあるが、1年の決算と新しい年への準備の為なのかも知れない。新しい年へのスタート。今この準備で大わらわな人がいる。高崎の館岡春二さんである。館岡さんは数年前、市販の「しめなわ」があまりお粗末すぎるので、頼まれるまゝに作ってやったのがキツカケとなり、今ではこの町の「しめなわ」作りには欠かせない存在になっている。元日の朝、お宮の鳥井に極太のしめなわ、神職には紙の白さが目にしみるなわがよりめくらされ、そして各家々の門戸は、新わらで作られた思い思いのしめなわで飾られる。正月の香りを高め、神々しさを家の中に呼び込む。

このしめなわは、元来から神聖な区域などにかけ渡し、内と外とをへたて、不浄にふれさせない意味合いがあるようだ。ことのおこりは、神話によじまり、アマテラスオオミカミがア

正月を呼ぶ

「しめなわ」づくり

天の岩戸から出たあと、再びかくれることのできないようにナワを入口に引き渡したという説など、似たり寄つたりの解釈がいろいろあるが、オキナワや朝鮮でも、聖地や一区域を画するためにナワを使っており、アジアに共通する象徴的な聖地の表示なようである。

しめなわにしてもいろいろ種類があって、「まえたれしめなわ」「大根しめなわ」「ごぼうしめなわ」等たれ下げるもの内容によっていろいろ呼称される。輪しめなわは、結んで輪にし、これを取りつけて神聖の表示としている。紙だれの切り方や数、綱の張り方などの方式は、後世の神道者流の思想的な解釈で、本来は素朴な一筋のなわにはかならないのである。

およそ神事に縁のない現代の若者たちでも、正月には輪しめなわを車の先に取りつけて、おとそ気分ひたっているのは、やはり日本人気質なのであろうか。



▲広報サロンの井の中の蛙
産業課長 千田金之助
現在 市内一番うまい米は宮城のニシキ

最後のコシヒカリであるという。残念ながら私自身、これらと比較して食味は経験はないが、過去の旅行や出張の記憶を呼び戻して、みてみても仙台や新潟の米が秋田米よりうまかったという感懐はない。これが身びいきというのだろうか。去る十一月初旬、農協青年部三〇名の五城目米PR作戦と流通機構などに関する研修に同行したが、おおいに得ることがあった。
(東京マイケイK(米の卸業者)では秋田米及び五城目米の中央市場における評価を、東京都庁中央市場生活対策室では五城目米(トヨニシキ)試食の感想を聞いたが、私は食通でもなく農業についてもシロウトだが、米の味は中央市場で神格化された絶対的な実勢を保持するササも、青年部が自信をもつて持ち込んだトヨも大差ないものだと思えるが、売り込み作戦の功拙が今日の指定銘柄と特例銘柄の差となつてあらわれているものと思う。また翌日は全農東京米の会、大田原市のハウス園芸施設を見学したが、何れも目を凝らして見ると、施設に生かされたのは、その規模の広いアイディア、紙面の都合で詳述できないが、残念である。この「井の中の蛙」という言葉があるが、一歩を踏み出さず、大海を燃やして、その力を蓄え、調子を怠らぬで、今、その若者達であったのだ。目を凝らして見ると、その若者達であったのだ。目を凝らして見ると、その若者達であったのだ。

十二月から効力

各事業所最低賃金保障を

秋田労働基準局

秋田労働基準局では、かねてから秋田地方最低賃金審議会に「秋田県最低賃金」決定について調査審議を求めたところ、去る十月六日各申がありこれを別記内容のとおり決した。

各事業所においては、労働者の賃金の最低額を保障することによって、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定と労働力の質的向上に努めてほしい。同基準局では、今後不時に各事業所の調査をおこないこの基準の徹底につとめるとしている。

①適用する地域、適用する労働者
適用する使用者について

適用する労働者は、秋田県の区域内で事業を営む使用者であること、労働者を名目でも使用する限り該当し、男女別、年齢別に差はない。

②最低賃金の額と効力について
この最低賃金が効力を発生する昭和四十八年十二月一日からは一日一〇七〇円(一日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い又は賃金の大部分が時間によって定められている者(以下「短時間労働者」という))について、(一時一三四円)。

得のため調理事務に従事する者については、一日九五〇円(短時間労働者等)については、(一時間一八九円)を支払わなければならない。

③最低賃金の適用除外について
使用者の、この最低賃金の適用を受ける労働者に対して前記の(1)の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

④最低賃金額に算入しない賃金に
右記の最低賃金額には、法の規定等によって次の賃金は含まないことになっております。

- (1) 家族手当(扶養家族のある労働者に対して、特別の手当として支払われる賃金をいう)
- (2) 賞与等臨時又は一箇月をこえる期間毎に支払われる賃金
- (3) 時間外労働、休日労働に対する賃金(割増分を含む)、深夜労働に対する割増賃金や、宿日直手当等通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金
- (4) 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い労働者
- (5) 試用期間中の労働者(試用期間後の本採用が予定されている労働者や、本採用がどうかかきめるために試験的に使用される身分の不安定な労働者)
- (6) 職業訓練法による認定職業訓練を受けている労働者
- (7) この最低賃金の適用を受ける一般の労働者に比べて特に軽易な業務に従事する労働者
- (8) 守衛、夜警、炊事婦、寮母等統一的労働に従事する労働者(所轄労働基準監督署長の許可を要する)であつて実作業時間が一般の労働者に比べて短い者
- (9) 現物給与等の評価について
- (10) 最低賃金の適用を受ける労働者に対して労働協約に基づき食料その他の現物給与を賃金として支給する場合、または、現物給与の代金を賃金から控除する場合は、これらのは適正に評価されなければならない。

⑤最低賃金の適用除外について
次に掲げる労働者については、秋田労働基準局長の許可を受けてこの最低賃金の適用を除外することができず。

⑥最低賃金の競合について
一人の労働者について二以上の最低賃金が競合する場合は、最高のものが優先されます。

⑦地方公務員の最低賃金保障関係について
一般職に属する職員(地公法第五十八條第一項)については、適用がありません。

⑧現物給与等の評価について
最低賃金の適用を受ける労働者に対して労働協約に基づき食料その他の現物給与を賃金として支給する場合、または、現物給与の代金を賃金から控除する場合は、これらのは適正に評価されなければならない。

⑨住込労働者の食事以外の住込の利益は、原則として食事と別の賃金の評価は認められておりません。

⑩この場合適正な評価とは、地域の物価水準等の実情に応じ、使用者が物品を支給したる利益を供与することに要する実費用をこえてはならないことになっております。

⑪秋田労働基準局長の許可を受けてこの最低賃金の適用を除外することができず。

昭和十七年(一九四二)四月十八日米艦隊機による東京初空襲があり、特に品川方面に相対的被害がとどまらなかつた。戦況がまだ不利でないときでさえ、敵機動部隊による本土空襲の可能性は大きかつた。

十九年六月米軍がマリアナ群島に上陸した。これが北九州の工業地帯と佐世保が空襲され、十一月二十四日B29など七十機が東京へ襲いかつた。これ以後B29の空襲は次第にひんぱんになつた。

本土の制空権は米軍の手中にあつた。いつ郷土へ敵の空襲があるかわからぬ。ところが、郷土を守るものは老人と女子供だけだつた。

政府は七月に都会(京浜、阪神、中京、北九州地域の十三都市)の学童を疎開させると発表した。五、六月間に東京からの疎開児童がやつたときは二十一年(一九四五)五月末であつた。東京都蒲田区内の国民学校(小学校)の子供たち三十名程が疎開院(川寺)を宿舎とした。疎故疎院でできない子供たちが学校の先生に連れられて親元をへれて、遠い見知らぬ田舎の町にやつてきたのである。

町には、すでに焼けておぼろけつた者もいた。子供たちがやつてきた者もいた。子供たちがやつてきた者もいた。子供たちがやつてきた者もいた。

悲しくつらい境遇の疎開児童に町の人びとは暖かいとはいへなかつた。町の人びと自身が、食料不

足と明日も知れないその日暮しては、他所からやつてきた子供たちのの上を考へるいとまがなかつた。子供たちは朝起きると、軍歌を歌って元気に行進し神社におまへりすることから日暮がはじまつた。



56 敗色ただよう ②
学童疎開など
小野 一二

夫に子供をつれた母親たちが村を大都會の戦場に残して、疎故疎開してきて。東京舟をつかう他所が、農村でさえ供出で根こそぎとられた食料煙のときに白眼視されたのは当然だつた。

町の人びとは木炭の配給をうけても、山元まで運びにいかなければならなくなつた。老人や婦人達が、朝暗いつくちに出発して炭を背負つて帰ってくる。そうした経験のない町の女たちにとっては大変な仕事だつた。女たちは家のまわりの空地にももちろん、近くの山の斜面まで切り開いて畑にした。矢場崎グラウンドは、学校の畑に変わった。山の学校の子供たちは、木炭運搬に動員され、山菜を軍の食料として供出を命ぜられ、フキやワラビとりは勉強もできなかった。

二〇年七月には秋田市などで建物疎開がすすめられ、秋田市、能代市や船川港町の学童疎開が決められた。土崎第一国民学校の児童を、鶴岡市、富津内、内川の村々で五〇名ずつ受入れることになつた。これが実現したからである。

(この項を書くにあたり「秋田県警察史」を参考にしました)

十二月から

青空駐車場

（路上）は禁じられます

●路上車庫は使用禁止

法律の改正により十二月から五城目町でも、道路を車庫がわりに使用したり長い時間におたる駐車車が禁止されることになりました。

その為、自動車の新規登録の際には、道路以外の場所に自動車の保管場所（車庫等）があることを証明するいわゆる車庫証明を提出しなければならぬとされました。五城目町では、駐車禁止されたいない古川町、鶴ノ木などは青空車庫（道路を車庫がわりに使用）が多く、ほかの車両の通行に大きな支障を与えており、また火災などの場合に十分な消火活動ができ

ないとの声が次第に高くなりつつあります。

●道路は車の置き場所ではありません

せん

この為、警察としてはこの機会に同地区の全面駐車禁止を検討中であり、また、道路は皆んなのもので、本来人や車両の通行に設けられたものであるのに車の置き場所に使われていることは、まことに遺憾なことです。

どうか、この機会に道路以外の場所に車庫など自動車の保管場所がない方は、すみやかにその場所

を確保されるようにお願いします。なお、詳しいことについては警察署か、または最寄りの駐在所、派出所などにお尋ねください。

（五城目警察署）

「宅地使用状況申告書」の提出について！！

先に町政協力員を通じて配付してあります「宅地使用状況申告書」の提出期限（十月三十一日）が過ぎましたが、未提出の人が、かなりおりました。

この申告は来年度税制改正予定の小規模住宅用地の税額軽減の基礎となりますので、まだ提出しておらない人は忘れて必ず提出して下さい。

年末融資特別保証の実施について（おしらせ）

昭和四十八年の年末に際し、秋田県信用保証協会では、例年どおり県内中小企業者に対し次のとおり年末融資特別保証を実施することになりましたので、希望者は、金融機関又は商工会にご相談下さい。

- 一、保証取扱期間 十一月五日～十二月二十五日
- 二、保証期間 六ヶ月以内
- 三、資金の用途 季節的に必要な運転資金
- 四、返済方法 原則として一括返済
- 五、保証人及び担保 保証人一名以上、担保なし
- 六、申込み場所 各金融機関の店舗、商工会

国民年金

障害・母子・準母子・遺児年金を受け取るのに必要な保険料納付要件

- ① 最近の一年間保険料を完納している。
- ② 最近の三年間に保険料免除期間があるが滞納期間がない。
- ③ 保険料を五年以上納めており、加入期間から免除期間を除いて三分の二以上である。
- ④ 保険料を納めた期間が十五年以上である。
- ⑤ 老令年金を受けられる。

◆福祉年金

拠出年金を受けるのに必要な、納付期間を満たさないうちに、年金事故がおきたときは福祉年金が支給される。（昭和三十六年四月一日以前にすでに高齢にわたった人等にも支給されている）

▽老齢福祉年金

明治四十四年四月一日以前に生まれた人に七十才から支給（障害者には、六十才から支給）

六〇、〇〇〇円（月五、〇〇〇円）

▽障害福祉年金

一級障害者（月七、五〇〇円）
二級障害者（政令で定める月か）
（月五、〇〇〇円）

▽母子福祉年金

夫が死亡し、義務教育終了前の子がいる妻に支給

▽準母子福祉年金

父、子（男）祖父が死亡し、義務教育終了前の孫または弟妹がいる祖母等に支給

七八、〇〇〇円（月六、五〇〇円）

二八目の子、孫弟妹に月八〇〇円、三八目の子等に月四〇〇円ずつ加算。
福祉年金は、本人や配偶者、扶養義務者の前年の所得が多いときや、本人が他の公的年金を受給しているときは、全部または一部が支給停止される。
老齢特別給付金
いままで、年金制度の「谷間の人」といわれた人に、新しく「老齢特別給付金」が支給されることになった。
受けられる人
明治三十七年一月二日から明治三十九年四月一日までに生まれた人。
給付金の額
昭和四十九年一月から、昭和四十九年十月まで、福祉年金は（七十才から老齢福祉年金に移行）年金額については、福祉年金は四十八年十月から、拠出年金は四十九年一月からの改正された新年金額である。
保険料については、四十九年一月からの保険料額である。
一、滞納及び未納保険料の納付について
滞納及び未納保険料は昭和四十八年十二月末日まで（月）四百五十円（四十六年度以前分）ですが、昭和四十九年一月から月額九百円で納入しなければなりませんので十二月一杯に納めるように努力して下さい。役場へ連絡すると納付書は送付しますが、金額を比較しますと、四百五十円では年額五千四百円でよいのですが、九百円になりますと年額一万八〇〇円になりますので滞納分や未納分がありますら至急納めるよう心掛けて下さい

町消費者物価指数

昨年後期まで比較的安定して推移した町の物価指数も、今年になってから異常な上昇傾向を示している。

5月～9月分の五大費目物価指数の表は、昭和45年を100とした指数であり、たとえば5月が総合で120.5となり20.5%上昇を示している。それが9月には126.3であるから26.3%の上昇を示していることになる。

費目別に見ると最も大きく上昇したのは、身の廻り品衣料の被服が9月で54.8%生鮮魚介、加工食品、野菜、肉類、果物などの食料が28.2%ついて文具、教育、娯楽などの雑費の20.0%と大きく上昇した。又設備修繕家賃などの住居が14.1%、光熱11.4%と全費目が10%台を超える大幅な高騰となった。

このように48年になってから、消費者物価指数は今までにならぬ上昇傾向を示し、家庭の台所をおびやかしている。相次ぐ諸物価の値上げは私たちの生活の最大の関心事でもあり、経済社会問題の焦点ともなっている。

5月～9月分 五大費目物価指数

45=100

	総合	食料	住居	光熱	被服	雑費
5月	120.5	121.8	113.3	107.8	144.5	114.7
前月比	-0.5	0.4	-0.4	0	-2.7	-0.5
前年同月比	6.0	8.9	9.6	4.0	-2.1	5.3
6月	121.1	120.3	113.8	107.8	141.4	116.2
前月比	-0.3	-1.2	0.4	0	-2.1	1.3
前年同月比	11.1	11.9	9.7	4.5	2.4	6.6
7月	120.4	119.3	113.8	107.8	141.4	118.7
前月比	0.2	-0.8	0	0	0	0.2
前年同月比	11.5	10.9	9.7	4.5	25.0	8.7
8月	121.6	121.7	113.6	107.8	142.9	118.7
前月比	1.0	2.0	-0.2	0	1.1	0.2
前年同月比	12.5	13.1	9.5	4.5	26.0	8.8
9月	126.3	128.2	114.1	111.4	154.8	120.0
前月比	3.9	5.3	0.4	3.3	8.3	1.1
前年同月比	16.6	18.6	10.0	7.9	35.8	10.2



おしらせ

昭和四十九年 第一回 保母試験が行なわれます

一、受験資格 一次のいずれかに該当するもの。 ①学校教育法による高等学校(中等学校)による中等学校を含む(中等学校)による中等学校を含む)を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者。

②満十八才に達した後、児童福祉法において三年以上児童の保護に従事した者。 ③前各号に掲げる者のほか、知事において適當な資格を有すると認定した者。 二、試験期日 昭和四十九年一月十六日(水)から十八日(金)までの三日間 三、受験申請の受付期間及び提出先

①昭和四十八年十二月十日～四十八年十二月二十日までとする。 ②秋田市山王四丁目一番一号 秋田県民生部児童家庭課 (保母試験係) 四、くわいしことは、住民課係までお問い合わせください。

ジフレリア 三種混合の百日せき 破傷風 予防接種 左記の日程により第二回目を実施

※別紙の問診票用紙は、当県必ず記載し、母子手帳といっしょにもってきて係に提示してください。

諸注意事項 必らず記載し、母子手帳といっしょにもってきて係に提示してください。

義援金の配分について 義援金贈がまより次第配分委(預金控)なるべく早く、惠澤のない方途へ届くべくお願いいたします。

義援金の締切りについて 義援金は十二月十七日迄に社会福祉協議会へ届くようお願いいたします。

五城目・面湯地区 十二月三日(月) 笹尾医師 馬場目・富津内内川・大川地区 十二月四日(火) 畑沢医師

午後一、三〇(二)、三〇 場所 五城目町役場第一会議室 対象者 昭和四十六年十一月一日から、昭和四十七年九月三十日まで、間に出生した者。

本町善意銀行の預託ぶり 本町の善意銀行は県内でもトップクラスの盛況で、毎月数多くの預託が係員がうれしい悲鳴をあげている実状です。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

善意銀行では町内の保育所幼稚園、児童館や子ども会のクリスマス(無償配付は勿論、秋田県善意銀行も手配中です) 尚町内の子ども会等でクリスマスを実施しようの方は左記により申込んでもらいたいです。

【その一】 本町の工のKさん(匿名希望)は、恵まれない家庭の住宅修理の奉仕を預託(年度内五日間)し、第一回はすでに実施済みで大いに感謝されています。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

農村青年 としての課題 富田 島山 法明 農業と言えは秋田県の主脈をなすのがおこめ!また、我五城目町も例外ではない。 遠く第二次大戦中「乏しきを憂えず等しからざるを憂う」と言う精神で発足した食管法ではあったが、今日では古米が庫に眠っている過剰化時代である。

食管法は三〇年間による幕を閉じ、昨年四月より販買価格が物価統制令の改正で廃止され、消費税率は自主流通米として一部自由になり今日農業は大きな基点に立っている。

販売ルート対策に欠ける今日、転作したところで社会のうずにつまきこまれるだけで、価格を維持することができず意味をなさない。

労働生産性(機械力を中心とした種)土地生産性(生産組織の確立)資本生産性(品質がよく売れる米)の三点の問題を解決しなければならぬと思う。農村の若いエネルギーギンシュナイアニア精神でこれらのことを開拓し中心柱とならなければならないのではない。

これらに対する国や政府の保護対策はどうとられていくのか?これからの対策方針に期待してやまない。

しかし、それ以前にもっと大切な事が目の前にあるのではないのか。 それは、我々農村青年が明日の農業を背負って立つことにほかならないと思う。生産調整、冷害な

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

今日のような一匹狼では進歩は望めないと思う。集団で高品位、高能力、高取益をめざす「うまみ作り」「うまみ農業経営」が必要だと思ふ。文章で書くことはやらないと人は言うけど、しかしやらなければならない、今我々農村青年がやらなければならない。

(実際、農協などを中心に若い力で農産物の生産から販買までを一貫として展開しており、モデル農園地は数多いと言われる。) 労働生産性(機械力を中心とした種)土地生産性(生産組織の確立)資本生産性(品質がよく売れる米)の三点の問題を解決しなければならぬと思う。農村の若いエネルギーギンシュナイアニア精神でこれらのことを開拓し中心柱とならなければならないのではない。

これらに対する国や政府の保護対策はどうとられていくのか?これからの対策方針に期待してやまない。

しかし、それ以前にもっと大切な事が目の前にあるのではないのか。 それは、我々農村青年が明日の農業を背負って立つことにほかならないと思う。生産調整、冷害な

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

【その二】 内川県土黒義児さん(木平栗)は、町内唯一の民芸品工場ですが、今回新工場予定地に生育中の杉の木(八年生、約四百本)をクリスマス用と預託されました。

近いうちに町内、部落長さんから「歳末たすけあいの封筒が配布されます。これを百円以上の金を入れて封筒に金額と氏名を書いて会長さんへ届けて下さい。 ◆不用衣料の活用について 先日の本紙上にお願ひしてありましたが、不用衣料の預託(寄附)について左記によりお願ひします。

◆歳末たすけあい義援金について 近いうちに町内、部落長さんから「歳末たすけあいの封筒が配布されます。これを百円以上の金を入れて封筒に金額と氏名を書いて会長さんへ届けて下さい。

◆歳末たすけあい運動のおねがい 一町内書式も配分の計画が立ちませんが、ご多忙のところ恐縮ではございますが締切日には全部届きよう格段のご協力をお願い申し上げます。

◆義援金の締切りについて 義援金は十二月十七日迄に社会福祉協議会へ届くようお願いいたします。

◆義援金の配分について 義援金贈がまより次第配分委(預金控)なるべく早く、惠澤のない方途へ届くべくお願いいたします。

◆不用衣料の活用について 先日の本紙上にお願ひしてありましたが、不用衣料の預託(寄附)について左記によりお願ひします。

12月の業務予定案内

保健衛生課 十二月上期の業務予定について、左記の通りお知らせいたします。

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番

一、申込期限 十二月十五日まで 二、申込場所 役場内 五城目町社会福祉協議会 電話 二七六八番